

# 高知県畜産担い手育成畜舎研修実施要領

## 1 ねらい

肉用牛を中心とした畜産経営への就農に必要な技術を身につけようとする者に対して、畜産担い手育成畜舎（畜産試験場内）、生産現場等において研修を行い、地域畜産の優れた担い手を確保・育成する。

## 2 研修コース（研修期間）及び募集定員

- 短期研修コース（～2週間程度）：定員若干名
- 長期研修コース（1～2年）：定員若干名
- スキルアップ研修コース（1～3ヶ月程度）：定員若干名

## 3 研修内容

短期研修コース	・実習および座学研修
長期研修コース	・実習および座学研修、生産現場体験、農業機械の操作実習等を通じて就農に必要な肉用牛の飼養に関する基礎的な技術や知識を習得する。 ・家畜人工授精師の資格取得に向けて学習する。 ・研修終了後の就農に向けた営農計画を策定する。
スキルアップ研修コース	・就農予定者およびスキルアップを目指す畜産農家が、実習および座学研修、家畜人工授精師の資格取得のための学習等を通じて、肉用牛を中心とした畜産経営に関する高度な技術や知識を習得する。

## 4 応募資格

短期研修コース	・畜産への就農を考えている者
長期研修コース スキルアップ 研修コース	・高知県内での肉用牛経営への就農を目指す者、または規模拡大や新しい技術の活用等による経営発展に意欲的な畜産農家で、研修に真剣に取り組める者

## 5 応募手続

### （1）応募手続

応募者は次の応募書類を高知県畜産担い手協議会会長（以下、会長）に提出する。

《応募書類》

ア 畜産担い手育成畜舎研修申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

### （2）受付期間 随時

## 6 選考

### （1）短期研修コース

- ① 選考方法 会長は書類審査により研修生を選考する。
- ② 選考基準 畜産への就農を考えている者で、誓約書に沿った研修の出来る者

### （2）長期研修コースおよびスキルアップ研修コース

- ① 選考方法 会長は協議会構成員を招集し、面接および書類審査により研修生を選考する。
- ② 選考基準 意欲を持って就農を目指す者で、作業の実習を行う体力を有する者  
誓約書にそった研修の出来る者

## 7 研修生の確定等

### (1) 受入承認

会長から応募者へ研修内定書により通知する。

### (2) 研修承諾

内定書の通知を受けた応募者は7日以内に研修承諾書を会長へ提出する。

### (3) 研修生の確定

会長は応募者から提出された承諾書を受取り、研修生を確定する。

### (4) 研修生と高知県畜産試験場長（以下、場長）との研修に関する確認書の取り交わし

研修生は研修開始日までに就農希望者研修に関する確認書（様式3）に記名押印したものを場長に2通提出し、場長の押印を受けて、それぞれが各1通を保有する。

## 8 研修日誌

研修生は、日々の研修内容や研修時間等を研修日誌（様式4）に記録し、研修月の翌月初めに場長へ提出する。

## 9 研修欠席届

研修生は、研修を欠席する場合は事前に研修欠席届（様式5）を場長へ提出する。

## 10 研修料

1日当たり520円（税込）を徴収する。なお、研修料は月締めで、翌月初めまでに場長へ支払う。

## 11 宿泊

研修生は、高知県畜産試験場研修生宿舎利用規定により、宿泊施設を利用することができる。ただし、宿泊施設の定員を超えるときは、この限りではない。

## 12 修了証書

会長は、研修生が研修を修了したとき、研修内容を示した修了証書（様式6）を授与する。

## 13 研修期間の変更

(1) 研修生は、場長と協議のうえ、正当な理由であると認められる場合、研修期間を変更することができる。

(2) 場長は、研修期間を変更した場合、会長へ報告する。

## 14 留意事項

(1) 本研修は、国の「就農準備資金」の対象となる研修ではあるが、受給については一般社団法人高知県農業会議に別途申請する必要がある。

(2) 研修生は、研修の期間中、傷害保険に加入すること。

(3) 研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は研修の中止を命ずることがある。

ア 心身の故障により、研修に耐えないと認められるとき

イ 研修の受講状況が著しく不良であると認められるとき

ウ 研修に係る秩序を乱す行為をしたとき

## 付 則

この規定は、令和2年10月19日から施行する。

令和3年12月3日一部改正。

令和4年9月30日一部改正。

令和6年6月27日一部改正。



# 誓約書

私は、高知県畜産担い手育成畜舎での就農希望者研修生として下記のとおり研修することを誓約します。

- 1 高知県での就農を目指して、研修に励みます。
- 2 指導職員の指示に従います。
- 3 研修受入農家、他の研修生など関係者と協調を保ちながら受講します。

高知県畜産担い手協議会会長 様

令和 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

就農希望者研修に関する確認書

研修受入機関 高知県畜産試験場（畜産担い手育成畜舎）（以下「甲」という。）と研修生\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、就農希望者研修（以下「研修」という。）について、次のとおり確認する。

（研修期間）

第1条 研修期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。  
（以下の通りとする。  
（変更前）令和 年 月 日から令和 年 月 日まで  
（変更後）令和 年 月 日から令和 年 月 日まで  
なお、期間については、甲、乙協議のうえ変更できるものとする。

（研修生の責務）

第2条 乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実に研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。  
（1）乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等（個人情報を含む。）について、他に漏えいしてはならないこと。  
（2）乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為、その他不道徳的な行為及び不法な行為をしてはならないこと。  
（3）乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、甲の指定する傷害保険に加入すること。  
（4）乙は、研修計画に即して必要な技能の習得に励むこと。  
（5）乙が前各号に掲げるいずれかに違反したときは、甲は、研修を即時中止することができるものとする。

（研修受入先の責務）

第3条 甲は、関係機関と連携し、乙が独立・自営就農、雇用就農、親元就農し就農後5年以内に農業経営を継承すること又は法人の経営者となることができるように適切に生産技術等の習得を支援するよう努めることとする。

（損害賠償）

第4条 乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。  
2 乙は、研修における不慮の事故について、第2条第3号に規定する傷害保険による給付があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

（費用の負担）

第5条 研修に要する経費（実習及び座学にかかる費用）は甲が負担する。  
2 乙は、就農希望者研修費用（1日当たり税込520円）を甲に収めるものとする。

（その他）

第6条 この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨にのっとり、甲乙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲  
（住 所）高知県高岡郡佐川町中組 1247 番地  
（研修先）高知県畜産試験場（畜産担い手育成畜舎）  
（氏 名）場長

乙  
（住 所）\_\_\_\_\_

（氏 名）\_\_\_\_\_ 印

畜産担い手育成研修日誌

研修者氏名 \_\_\_\_\_

年	AM 実習・講座 ( )	PM 実習・講座 ( )	:
月 日(月)	感想等		
年	AM 実習・講座 ( )	PM 実習・講座 ( )	:
月 日(火)	感想等		
年	AM 実習・講座 ( )	PM 実習・講座 ( )	:
月 日(水)	感想等		
年	AM 実習・講座 ( )	PM 実習・講座 ( )	:
月 日(木)	感想等		
年	AM 実習・講座 ( )	PM 実習・講座 ( )	:
月 日(金)	感想等		
年	AM 実習・講座 ( )	PM 実習・講座 ( )	:
月 日(土)	感想等		
年	AM 実習・講座 ( )	PM 実習・講座 ( )	:
月 日(日)	感想等		

届出日 年 月 日

## 研修欠席届

高知県畜産試験場長 様

氏名: \_\_\_\_\_

下記のとおり欠席しますので、お届けいたします。

1. 欠席日

年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)

2. 理由

# 修 了 証 書

## 様

あなたは高知県畜産担い手育成畜舎研修に出席して所定の課程を終了したことを証明する。

(研修内容)

短期研修コース

長期研修コース

スキルアップ研修コース

令和 年 月 日

高知県畜産担い手協議会

会長 氏 名 印